

平成27年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年3月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	西巻昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目には、人事評価制度についてあげさせていただいております。

政府は昨年5月に、これまでの勤務評定から、人事評価制度の実施を地方自治体に義務づける地方公務員法の改定を行いました。法律では、人事評価を、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた実績を把握した上で行われる勤務成績の評価とし、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するとしています。いわゆる能力実績主義による人事管理です。こうしたあり方は、民間企業の経営手法を公務部門にも導入し質の改善や効率化を図ろうとする新しい行政管理のあり方として、自民党政権のもとで進められてきました。しかし、果たしてこれが本当に住民の権利擁護の担い手である自治体労働者の人事制度としてふさわしいものなのかどうか、さまざまな波紋を呼んでいます。昨年の国会では、衆議院、参議院どちらもわずか3時間の審議しか行われておらず、法案に賛成した野党議員からも、人事管理制度を法律で一律に自治体に押しつけることに対する懸念が表明されています。

こうした状況下で法が成立しており、さまざまな問題を抱えていると考えますが、導入に向けた取り組みが進められている中で、この制度について町がどんな認識を持って、町としてどのような取り組みをしようと考えているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

では、1点目目の質問ですが、斑鳩町では、人事考課制度という形で以前から試行的に導入をされてきています。これまでも、この問題についてはいろいろと問題点を指摘するなど議論をしてきた経過がありますが、斑鳩町として、この間の取り組んできた中でどのような評価をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 本町におきましては、平成9年4月から、職員の公務能率及び職員の資質の向上と公正な人事管理に資することを目的として勤務評定を実施しております。その後、平成21年度からは、地方分権時代を担うふさわしい職員、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目指して、人事考課制度を試行的に実施をしてまいりました。

本町のこの人事考課につきましては、各考課項目に沿って、まず、考課を受ける被考課者が本人考課を行い、この本人考課に基づいて、考課者が事前面談を含む第一次考課を行います。第一次考課の実施後、第二次考課、それから調整者による調整を行い、最終の考課結果を被考課者に考課者がフィードバックするという方法をとってきております。

この人事考課の実施を通じまして、職員それぞれが日々の行動について本人考課を行い、その結果を上司が考課するということによって、どの能力が十分であるか、また、あるいは不足しているかということについて話し合うということで、気づきを与えるということで、それを常に意識しながら業務に従事することで業務や行動の改善につながっているというふうに考えております。

また、事前面談や結果面談を通じまして、上司と職員が1対1で仕事の進め方について話し合ったり、あるいは能力の改善についての相談、アドバイスをすることなど相互のコミュニケーションの機会となるということで、思いを共有することで組織力の向上に寄与しているものと評価を行っているところでございます。さらに、考課者及び被考課者の研修などを実施することによって評価のばらつきというものも解消されてきておりました、より公平性の高い的確な評価がされているというふうになってきているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） なかなか、こうした自分の仕事がどこまでできているのかとか、どの辺が足りないのかという点については、日常業務の中で上司の方と相談する機会というのがちゃんと時間が確保されるのかというと、その点で難しいというところがありますので、この間、そうした職員の気づきを促すという点について、こうした形で上司の方と話をする機会があるという点についてはいいのかなというふうには思っています。ただ、どういった項目で評価を行っていくのかという点では非常に難しい問題がある、公平性等を確保することに問題があるという点については、これまでも指摘をしてきました。ただ、そんな中でもですね、この人事考課制度については賃金等には反映をさ

せないということで、この間、斑鳩町としては取り組んでこられたと思います。

それではですね、2つ目の質問になるんですが、職員の意識や能力の向上として活用されてきましたが、この法改正になって、賃金等へのリンクについてはどうなっていくのか、町はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 人事評価制度につきましては、平成26年5月14日に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底として、1つとして、能力本位の任用制度の確立、それから2つとしては人事評価制度の導入、それから3つとして、分限事由の明確化、4つとしては等級別基準職務表の作成が定められて、公布日より2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するということとなりました。この改正法の第23条第2項において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用する旨を規定しております。

今回導入される人事評価制度は、条文上、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価と定義されており、能力評価と業績評価の両面から行われるものでございます。

現在、町が今、試行的に実施しております人事考課につきましては、能力評価のみ実施をしておりますことから、新たに業績評価の観点を加えて制度構築を行っていく必要がございます。当町において任用や給与等へ具体的にどのように反映していくかにつきましては現在検討を行っている段階でございます。国や先進地の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでにも法制化がされていない中でですね、この人事評価制度は導入せよということで、国家公務員だけでなく地方自治体にまで政府のほうは求めてきたわけですが、その中ででもですね、実際に、昨年5月の段階で、全国の自治体の中で619団体、34%しか導入がされてこなかった。実際に、斑鳩町でも、これまでは賃金にリンクをさせてこない。多くの自治体でですね、その自治体の規模や実情に合わないといった理由が出されておまして、これは政府に対して強く言いたいことなんですけれども、法律を変えてまでこうしたやり方を強制するというのはそもそも間違っているというふうに思いますし、その必要もないと思います。

そうは言いながらも法制化はされてしまったのですが、これについてはですね、民間

企業での成果主義賃金というのを参考にされていますけども、民間企業のほうでも、この能力、特に実績を評価するというやり方を導入して、成功したというふうに答えている企業が31.1%しかないんですね。失敗したというふうに答えている企業は68.5%、これ、日経ビジネスの調査結果なんですけれども、というのが出ていまして、さらにもう1つ言いますと、日本の地方公務員の制度のモデルとなっているイギリスの地方自治体ですね、2012年の9月に調査を実施しているんですけども、1980年代から90年代に導入されてきたこの成果主義賃金ですね、については、コストがかかり過ぎるということや、評価基準を一貫させることが非常に困難であったこと、また、職員のやる気につながらずむしろやる気を失わせてしまったということが理由にあげられていまして、既にもう10年前に廃止をされている制度なんです。

こうした点からですね、国会の議論の中でも、法案が小規模自治体にまで一律に導入を押しつけている点を懸念して、人事評価制度は小規模な町村までやらせるのは無理だと、小さな町村まで全部やれというのは改める考え方はないのかということで複数の議員が質問をされています。またですね、大臣が答弁で、規模に合わせたそれぞれの自治体の独自の判断をしていただきたいというふうに答えておりまして、法施行はされましたけども実施に当たってはいろいろ問題があるということで、今後、この国の動向としてもですね、どのようになっていくのかというのは、町としてもしっかり注視をしておいていただきたいなというふうに思うんです。特に、実績評価ですね、この点については、なかなか、どういう項目で設定していくのか非常に難しいところでもありますので、慎重な姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に3つ目の質問ですが、これまでは、人事考課制度の中で職員の皆さんの勤務評価というのは、斑鳩町としては絶対評価で行ってききましたが、これについても、絶対評価でされているところと相対評価を取り入れてやっているところがありますが、今後、この人事評価制度が法施行に伴って導入されるに当たって、斑鳩町としてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 国におきましては、能力評価と業績評価とも、他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして職員一人ひとりの職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握して適切に評価する仕組みとする必要があることから、絶対評価による評価を行うものとされております。

本町におきましても、能力評価、業務評価ともに絶対評価を基本に制度構築を進め、

この評価をどのように任用や給与等の処遇に反映していくかにつきましては検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでどおり絶対評価でいくということを聞いて、少し安心をいたしました。これについては、やっぱりですね、同じ仕事をしていても評価が変わってくるというようなことにもつながりかねないので、相対評価というのはもう、やはり公務員の仕事としては、評価の基準を置くということに考えるとふさわしくないものなんだというふうに考えていますので、今後につきましても、そうした点については、職員の皆さんにおかれましても問題意識を持っていただきたいなというふうに思います。

次にですね、4つ目の質問ですが、もう既に幾つかの問題点で議論をさせていただいていますが、制度導入に当たって、町としてどのような問題意識を持っているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 国家公務員に係ります人事評価制度につきましては平成19年度から導入をされておまして、今回の地方公務員に対する人事評価制度の導入に際し、参考といたしまして、国の人事評価制度の方法が示されております。

しかしながら、本町におきましては、先ほど答弁させていただきましたように、平成21年度から人事考課を実施をしております。制度開始後6年目に入るわけですが、この方法が浸透してきているということから、能力評価につきましては、現行の人事考課制度の内容を基礎として制度構築を行っていくことが適切であると考えております。

また、業績評価につきましては、新たに取り入れていくという必要がございますけれども、国において示されております目標管理型の業績評価については、運用の巧拙によって、目標がノルマとなり、やらされているという意識、あるいは自分の目標達成だけが重要であり、周囲の協力が必要がないといった意識が生まれてしまうということが懸念されるため、組織の目標に個人の目標がつながるような制度設計をしていく必要があると考えております。

また、これまでから人事考課制度につきましては、考課者及び被考課者に対して研修を行ってきているところでございますけれども、平成28年度からの新たな制度導入を目指す中で、評価者による評価のばらつきというものをなくしていくということと、それから円滑かつ適切な運用を図っていくためには、評価者が人事評価制度の評価方法について、職員研修等の実施を通じてさらに理解を深めていくことが必要であると、この

ように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長おっしゃっていただきましたように、目標管理型になってしまうとやっぱり個人成果主義のような形になってしまいかねないと。公務員の仕事というのはやっぱりチームワークが非常に大事ですし、仕事によっては住民の皆さんに丁寧に説明をするということで時間をとられることもありますし、一概に成果だけを評価するということが当てはまらない仕事だというふうに思います。

さらにですね、斑鳩町ではそんなことはないというふうに思うんですが、全国の事例を見てみますと、例えば、国が言ってきているような、生活保護の申請を窓口で追い返せというような風潮がありますが、生活保護の受收件数が少ないほうが評価をされるというような、そんな項目が設置されていて非常に問題になっているという話もお聞きをします。

そうした点については、国のほうからアクションがあるのかどうか、ちょっとその辺は把握をしていませんが、そういうことのないようにですね、注意をしておいていただきたいというふうに思います。

それでは、5つ目の質問ですが、これは、職員組合との話し合いについてはどうされているのか。制度導入がもう既に2年以内というふうにされている中で、職員組合のほうからどんな意見が出されているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 職員労働組合に対しましては、この人事評価の制度案がある程度固まった段階で組合にも話を、説明をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、話し合いはこれからだということで、ただ、しかし、話し合いはきちっと行っていくということで考えていただいているというふうに理解をしておいてよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 当然ですね、職員の皆さんの賃金への影響も大きくなりますし、労働意欲を左右するということにもつながりかねない改定でありますので、労使交渉に

よる合意というのをですね、前提にして、今後も話し合いを行っていただきたいというふうに、これは要望をさせていただいておきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問ですが、35人学級編制への方針変更についてということであげさせていただいております。この間ですね、総務常任委員会の中で町から報告を受け、私も委員の1人としてこの問題について議論してきましたが、非常に大きな問題であることから、一般質問で取り上げ、本会議の場でもしっかりと議論をさせていただきたいと考えて質問項目にあげさせていただきました。

では、まず1点目の、方針変更の経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、議員さんおっしゃいましたように、さきの総務常任委員会で説明あるいは答弁させていただいた内容と同様の内容になると思いますけども、あらかじめご了承賜りたいと思います。

新たな少人数学級編制制度に至るまでの経緯についてでございますけども、現在の制度でございます町立小・中学校への30人学級編制の導入につきましては、義務教育の初期段階において基礎学力及び基本的な生活習慣の定着を図ることを目的に平成21年度に小学校第1学年で初めて導入し、現在、小学校は第5学年まで、中学校では第2学年まで拡大して実施してきているところでございます。

これまでの取り組みを見てみますと、いわゆる小1プロブレムなどの対応に効果があるなど、学習指導上の効果とともに生徒指導上の効果もあったとは考えているところでございます。

しかし、その一方で、集団の中での果たすべき役割が固定化する傾向があるとか、また、ふだんの授業における態度、あるいは運動会を初めとした学年行事の運営においては活気に欠ける面が見られるということもございます。

こうしたよい面とそうでない面のある少人数学級編制につきましては、これまでも議員の皆さまからもご意見を頂戴をしているところでございまして、学級運営あるいは学年運営面等でより適正な学級基準にしていく必要があると常々考えていたところでございます。また、今後も現状の30人を基準とした学級編制を継続していくこと、あるいはさらに全学年に拡大することにつきましては、持続的かつ安定的に講師を確保していくという面で難しい状況にあることは事実でございます。

こうしたことを踏まえまして、講師の増加を一定抑えながら、小学校、中学校全学年

での少人数学級の編制を継続していこうとしたものでございまして、小1プロブレムなどへの対応のため、現行の小学校第1学年、第2学年の30人学級、これにつきましては現状のまま存置する形といたしまして、小学校の第3学年から中学校第3学年まで全て35人学級として、その集団としての役割、機能を向上させていくこと、また、学級規模を、今、申しあげましたように、中学校卒業まで統一していくということから、この35人、今、文部科学省のほうでいろいろ予算要求をしてる中の基準の人数も35人でございますので、そうした35人を基準とした学級編制が適切であるという判断をしたところでございます。

経緯といたしましては以上でございますけども、この新しい基準となりましても、奈良県随一の制度でございますし、全国的に見ましても、市町村単独ではほとんどない制度であるというふうに自負はしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 国の基準からすると前進をしているというところは誇っていただいていいと思います。ただですね、現状から見ると、やはり30人から35人に後退をするという学年が出てくることについて、保護者の皆さんからも不安の声が上がっています。その中でですね、この35人学級にするその理由ですね、については、予算面や講師の確保が大変だということと加えて、先ほど教育長、答弁の中で、その集団の中で果たすべき役割が固定化すると。授業の態度や運動会など学年行事の運営で活気に欠けるというふうにおっしゃいましたけども、果たしてこれがじゃあ、30人から35人学級にすることで固定化しなくなるのかと。私も総務常任委員会的时候にも申しあげましたが、例えば運動会などで活気がないというのは、それは大人が見ていて感じる大人の視点であって、子どもたちの活気を出すやり方が、じゃあ35人にふやしたらそれが改善できるのかという点については私は疑問があるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 30人で活気がない、35人にすると活気があるという考え方につきましてはですね、いろいろな学説等々もございますが、少なくとも、今、30人学級で実施している中でですね、全てが30人学級になっているわけじゃあございません。ご存じのように、1学級当たり22人になったり、27人になったり、いろいろパターンございますけども、その中で一定規模を、学級の規模を拡大することによって、それぞれ今まで担っておった役割が分散される効果は期待できるというふうに考えてご

ございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 役割が分散されるというのがもうひとつちょっとよくわからないんですけども、極端な言い方をしますと、それじゃあ、もっと多い人数の学級のほうがそれは効果があるというふうに、教育長、お考えなのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まあ言うたら極論にはなると思うんです。だから、30人以下やからどう、また、極端に、昔私たちが学んでいた時代で言いますと50人とか55人あったと思うんですけど、そこまでいくのかという話は、国の基準は40人ですので絶対にそこまではいかないんですけども、一定規模の大きさの中で、集団の中で自分たち、子どもたちが果たしていく役割っていうのは、やっぱりいろいろ、クラス委員とか、掃除委員とか、体育委員とか、いろいろな役割がある中で、1年生からずっと30人学級編制の中で、22人の中でやっぱり固定化していく、当然、物理的にもそういうことは出てくると思うんです。クラスの中でリーダー的な立場の子どもも当然出てくるわけで、そのリーダー的な立場の中の、リーダーとして少人数の中でのリーダー、もう少し大きな規模でのリーダー、やっぱり何人かのリーダー的な立場の人間は出てくる可能性は、数が多いほうがですね、存在する可能性が高い、期待できるということを、今、申し上げたいということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、それはきちんと役割を、例えば給食委員とかそういうのは交代していくことでいろいろな役割は、その30人学級のもとでもできるというふうに、今、教育長の答弁を聞く中では思ったのですが。ここであまり深く議論をしていると時間がなくなってしまいますので、具体的な、実務も含めてですね、また予算委員会の中でもこの点については別に論議をさせていただきたいなというふうに思います。

それとですね、この方針変更の時期というんですかね、昨年11月に、私も出席させていただきましたが、住民団体の皆さんとの自治体キャラバンという要求懇談会の中で、町のほうからは、今後も町の30人学級というのは継続をしていくよと、そういう方向ですというふうに返事があったし、子ども・子育て会議支援事業計画（案）の中でもですね、11月20日に出していただいた資料では、30人学級編制に必要な講師を配置するというふうに、そこまではその方針を持っていたんですよ。その直後に、12月20日に行われた総務常任委員会で方針を変更しますというふうに報告があったん

ですが、その急な方向転換に、私もそうですが保護者からも戸惑いの声が上がっているんです。これ、何かあったのかなというふうに思いますが、何でその急に方向転換をされたのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 急な方向転換って言い方が当たるのかどうかという中で私もちょっと疑問があるんですけども、なるほど、11月の下旬まではそうした形で提出はしていた事実がございますけども、その間、こういった新たな方針をしていく、学級編制を組んでいくということにつきましてはですね、内部でいろいろ議論をしている最中でございます、その段階ではまだ決定をしていなかったということもございまして、その当時の、従来のスタイルでいくということについて出さざるを得なかったということでご理解を賜ればなというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、最初に、変更する経緯の中でおっしゃっていた理由ですね、講師の確保が大変だということと集団の中で果たすべき役割の点や、さらに、予算が厳しいということのをそれまでも議論をしてきて、その結論に至ったので報告をただけであって、急に何か変わったというわけではないということでしょうか。ほかに何かあったんじゃないかなというのがちょっと気になっただけです。

ただですね、それでしたら、そういう理由だということを受けとめておきますけども、先ほども教育長おっしゃいましたように、国会のほうでも、この少人数学級についてはこれまでも議論はありまして、国の基準としては40人学級です。これまで35人学級にしようということで、小学校1年生までは法制化された。2年生に進もうかという段階で、財務省のほうからいろいろ言われてストップしてしまっているという状況でしたけども、今、行われています通常国会の中でも、先月ですね、安倍首相が、35人学級の実現に向けて努力をしていきたいということで、少人数学級を推進するという流れに戻ってきているというふうに思うんです。

基準としては斑鳩町は国の基準は上回った取り組みはされていますけども、せっかく斑鳩町が独自でここまで進めてきた基準を、国がやっとな前進しようかという中で、私は後退させてしまうのは非常にもったいないし、国のほうからも今後新たに予算がつくんじゃないかなというふうな期待もしていますし、町のほうとしても、ぜひですね、独自の取り組みは守って、国に対してさらに推進するための費用を出せということで声を上げていていただいてほしいし、そうすべきかなというふうに思っています。

それです、次の質問なんですけども、そうしますと、30人から35人学級になるに当たって、子どもたちや、学校の先生とか、学校に対してどのように影響があるのかなということをお心配するのですが、特にですね、先ほど、小学校1年生の小1プロブレムのことについては教育長触れられましたけども、小学校から中学校に上がる際に環境の変化から不登校になったりしてしまう子どもたちが多いという中で、これまで斑鳩町としては小中一貫という考え方も示して、なるべく環境の変化の中でギャップのないような行き届いた指導ができる、そうした体制を重視されてきたというふうに思うんですが、今度の変更の中では、中学校1年生も30人から35人にするという方針が示されていますが、この問題についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 中1ギャップということについてのお尋ねでございます。従来は30人であったのを35人ということで規模が大きくなる、その中1ギャップについての対応はどうかというご質問という、捉えさせていただきますけども、従来から、今、ご紹介いただきましたように、小中一貫じゃなくて小中連携教育という形でやらせていただいているんですけれども、平成17年度からそういう形でやらせていただいているのでございますけども、今現在におきましても、その小中連携教育で中学校の教員、小学校の教員がですね、連携をとって、例えばその中の行事としてですね、「ようこそ先輩」という形、それは中学校に上がった子どもが小学校に行って、中学校はこういうものやよ、こういう活動もしているよみたいな紹介を行ったり、逆に、今度中学校に上がる小学校6年生の子どもが中学校に行って、実際に授業体験をしたり、短い時間でありましてクラブ体験をしたり、そうしたことでよりスムーズにですね、中学校に行ける活動も、今現在も行っているところであります。

それを30人だったのが35人になればどうなるのかということでもありますけども、それにつきましては、当然、教員のほうも熟練した教員、力量を持った教員もおる中で、それについては当然カバーはしていける。それが40人になるという話になればちょっと、30人学級のクラス編制が40人学級になって極端に、急に10人上がるということではございませんけども、その中で対応はできるものというふうに考えています。より手厚いですね、中学校1年、環境の変化があるということとして、当然、中学校1年の担任にする教員についてはそうした力量を持った教員が当たるということもございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もちろん教員試験も採用されて来られている先生ですので力量を持った先生なのでしょうけども、私も現役の先生やら元教員の方ですね、に話をお聞きしますと、やっぱり30人から35人に5人ふえると全然違うというふうにおっしゃるんです。私も授業参観なんか行きますと、例えば4列で机が並んでいて、30人やと後ろの席の子どもまで授業を理解できているのかとかいうところがよく見えるけども、5人ふえてしまうとそれがなかなか難しいという声を聞いています。例えば、一人ひとりのノートを毎日書くということも、35人だとやっぱりしんどいんだってという声をね、これは斑鳩町の先生じゃないですよ、けどもそういう声を聞いています。特にですね、今、教員の方はいろいろ報告を上げる等の事務仕事なんかもふえてきている中で、非常に精神的にも病んでしまって鬱病になってしまうというような傾向が全国的に広がっている中で、先生の負担も、国の基準以上とはいえ、30人から35人になるとふえると。そうすると、やっぱり中学校1年生で小学校から上がってきた子に対して、これまでできていたことが少しやっぱり届かなくなってしまうという状況は非常に考えられますのでね、この点について心配をしているのと、まさにですね、30人から35人学級に4月から変えるという中で、中学校1年生が1クラス減ってしまうという現状があります。その点については非常に心配をしております、こうしたことも含めましてですね、やはり30人学級を維持していただきたいというふうに強く思っているところです。

そうしたら、次、3つ目の質問になるんですが、特に今まで子どもたちへの影響についていろいろ議論してきましたけども、保護者の方からの声ですね。町から方針変更の報告を受けて、私も保護者の皆さんに、こうしたことで町は考えていますと、さらに先日の総務常任委員会での議論も含めてですね、保護者の方にお伝えをしていく中で、声をお聞きしますと、保護者にきちっとやっぱり事前に情報を出してほしいと。もし不満があったとしても、情報を知らなければ意見を言うこともできないという声や、教育長がおっしゃった答弁の中でですね、これまで30人学級を導入する際にも説明はしてこなかったもので、35人学級にするときも説明するつもりはないというふうにおっしゃいましたけども、それについても、制度がよくなるときと悪くなるときとを一緒にして情報を出さない、保護者の声も聞かないというのはおかしいという声が保護者の方から寄せられています。こうしたいろいろ保護者の声を聞く中でですね、昨年12月に提案をされて、ことしの4月から実施をされるというのは、私は非常に拙速だというふうに思うんです。きちっと保護者に事前に説明をして、保護者の理解を得るということを前提に取り組みを慎重に進めるべきだというふうに考えますが、町の見解はいかがでしょ

うか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私、前回の総務常任委員会で説明をする必要はないみたいな言い方をしたみたいにおっしゃいますけども、前提としてですよ、その前の文言が抜けておっけてですね、教育委員会として、今までそうした30人学級を導入して、だんだん、だんだん、今、小学校5年まで、中学校2年までやっていることについて、教育委員会として説明したことはございません、ということです。各学校で、学校だより等々で当然説明をしているわけでありまして、その30人学級についてですよ、先ほども一旦紹介をさせていただきましたけども、30人学級がいいという方もおられる、でも少な過ぎるという方もおられる、そういったいろいろなご意見がある中でも、教育委員会としては今までは説明していなかった、学校だよりでは当然していくと、そういった説明をさせていただいたつもりでございますので、その点をご了解を賜りたいと思います。

今回、議員さんでいろいろな、一部の保護者の方々でも後退というふうにはおっしゃいますけども、先ほどから何回も申しあげておりますように、全国的にも見てですね、市町村単独で、小学校1年、2年は30人、それ以降は35人で全ての学年をカバーするという制度を市町村で単独でやっているというのは、ほぼないと思います。そうした全国的にも誇れる制度であるということも含めてですね、いろいろ、今後も学校だより等々ですね、説明はしていく必要があるというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 姿勢として説明はしていくということについては、確認をさせていただきます。

ただですね、教育長が今おっしゃったように、よくなると思っている人も、悪くなると思っている人もいるという中で、私は、制度を変える前にきちんと事前に説明をして保護者の理解を得るという進め方をすべきじゃないかというふうに思っているんです。学校だより等で説明はしていくということですけども、既に制度が変わってしまう、また、それまでに意見を言ういとまもないような状態が、今、既にもう3月議会で予算として提案をされてきていますので、そうした姿勢について改めるべきではないかというふうに申しあげているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いろいろなご意見があるのは承知はしているつもりでございますが、そうした形で、今後も学校だより等々ですね、十分保護者の方々に制度につい

てご理解を賜るような努力はしていくべきであるというふうには考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私の質問に対しては、事前に説明するつもりはないという答弁であったというふうに受けとめたいと思いますが。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員会として個別にそうした説明会を開催した経緯は今までない中で、今回の制度を改正するに当たっての、教育委員会としてそういう説明会をすることは考えていないと申しあげただけで、事前の説明はするつもりはないというのは一切申しあげてございませんので、その点、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうですか。そうしましたら、教育委員会としてということ強調されますけども、では、町としてになるのか、事前にきちっと説明をすると、そういう心づもりでいてるということに理解をしいんですか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 少々議論がかみ合っておらないように思うんですけども、全く何の形も出さないでですね、4月1日から新しい制度を実施するというのではなく、いろいろな方法がある中で、今まで最もポピュラーな方法、各学校の学校だより、それで、もっと言いますと、前の総務常任委員会でも申しあげましたように、町のPTA連絡協議会がある中で、その懇談会の中でも、その当時はまだ私の私案という形では紹介させていただきましたけども、そうしたことを考えているといったことも説明をさせてもらっています。その中で、これも総務常任委員会で申しあげたことでありますけども、その中のPTAの役員さんの中ですね、そういった形で、当然人数がふえると学校の先生の負担も若干ふえてくるだろうから、PTAとしてもそういったことについて今後も支援していきたいと思っておりますといった前向きな発言をされた方もおられるということも紹介を差しあげたこともございます。そうしたことで、従来どおりの形で周知をしていくということを考えているということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） だから、私が言っているのは、予算が通ってしまって、もうここの4月からやるって言うているんですよ。だから、それまでに説明をして保護者の意見を聞くということが抜けているじゃないですかと。それを例えば1年おくらせるとかいうて、きちっとやっぱり保護者の全体に説明をして、保護者の意見を聞くべきだ

ということを申しあげていまして、P T Aの方からそれに対して前向きな意見をいただいたというふうに教育長はおっしゃいますけども、それに対して心配する声がP T Aの方から教育長のほうにも上がっていると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） P T Aの役員をされている方から、今回の改正によって1つの学校の先生方の数が減るということについて、学校運営上心配しているという声は聞かせていただいております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 30人学級編制から35人学級編制になる中で、クラスの人数のことはこだわらないけども、学校全体で先生が減ってしまうということを心配されるという声も、私も保護者のほうから聞いています。実際に35人学級編制になると、総務委員会でいただいた資料によりますと、学校の中ではクラス数が減ってしまうと。それに伴って、やっぱり講師の数も減ってしまうことになると思うんです。それについてもやっぱり保護者の間で心配の声がありますので、予算が通ってしまったらもう、来年度から体制が変わりますからね、先生が減るわけじゃないですか。その前にきちっと保護者の声を聞いてしかるべき判断をするべきじゃないかというところで私は申しあげていまして、それに対してのお答えはいただいているというふうに思うんです。これについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校のクラスが減ると教員の数が減る、これはもう当たり前の話でございまして、40人学級編制、国・県の基準による学級編制にしてもですよ、生徒の数によってはクラス編制が変わってきてクラスが減る、先生が1人減る、それはもう当然の状況が出てくるわけでありまして。ご存じのように、小学校、中学校の教員の数、県から配置される教員の数というのは、各学校のクラス数によって、プラスアルファ何人、何人という形になってきます。当然、クラス編制の数で応じた教員数が定められているということでございます。その県の配置される人数よりも、当町は町費の講師を入れておる、その分増員となっておるわけでありましてから、今までは、この30人学級編制よりも減るとしても、当然、クラスが減るので学校の教員の数が減る、それはもう当然の結果やというふうに考えています。

そういった、クラスが減ったことによって学校運営が急に厳しくなるといったことについてはあるでしょうけども、それは当然、運営面で今までおった先生の1人がおらな

くなったら、当然その分の負担はほかの教員の中でふえていくという意味ではありませんけども、それももう学校の運営の中で分担しながら運営はしていくべきであろうというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） だから、それを心配している声があると言うているんです。ちょっと待って、もう時間がないから。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 補足を説明させてもらいますと、先ほど、PTAの役員が学校の先生が減るので心配だというお声があった中で、私はそのときも説明させてもらったのは、中学校については教科担任制でございます。1学年で1クラスふえるということは、教科の受け持つ、例えば社会であれば週に4時間する授業としますやん、そうしたら、クラスが1つふえると、その教科を持ってる社会の教諭はですね、プラス4時間、1週間の中で講義がふえるということになりますので、なくなるとその4時間は減ることなので、逆にその教科についての負担は減るというわけでありまして。その減る時間を、やはり生徒指導でありますとかいった面にまたつぎ込むことができるので、一概に減るから運営が辛くなるということではありませんよということをご説明を申し上げたところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 議論が長くなっていますので、続きについては予算委員会でしたいというふうに思います。

もう1つ、私は事前の説明を求めてきましたが、教育長からはその返事はいただけなかったんです。町長としてですね、今、予算を提案されていますけども、きちっと1年延ばすなりして、保護者の声を聞いた後に判断をするというような考え方はないんですか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、予算議会でございますし、平成27年度からはこの35人ということでやらせていただくということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その考え方はないということで、受けとめておきます。また、予算委員会でも続きで議論させていただきたいと思います。

そうしましたら、3点目の質問なんですけど、もう時間が迫ってきていますので簡潔に

させていただきますが、公契約条例ということで、この間、最低賃金法とか、労働基準法とか、法律はありますが、それが守られていない。ともすれば官製ワーキングプアなどといって、大阪市のほうですけれどもね、市の仕事を請け負っていながら年収200万円以下という生活を余儀なくされているという実体が報告されてきている中で、法律だけではきちっと、もちろん国に対して取り締まっていくべきだという声は上げていかなければいけません、国だけに任せておくのではなく、町からもきちっとそういう法律が守られるような体制とそのルールづくりというんですかね、が必要だというふうに思います。その公契約条例というのは町のほうでも制定できる条例ですので、私は斑鳩町としてこの条例をきちっと制定していくべきではないかというふうに考えますが、もう1番の質問は結構ですので、2番のほうの、斑鳩町の条例制定に向けての見解についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 公共サービスの質等を維持するためには、労働者の賃金あるいは労働条件の確保を適切に確保するということが重要な問題であるというふうに認識しておりますが、ただ、我が国においては既に労働者の保護のための労働基準法あるいは最低賃金法などの一定の法制度が整備されておりますことから、本来、労働法の関係法令によって対応すべき問題ではないかというふうに考えております。

町といたしましては、今後とも現行法制度の適正な運用により対処し、労働者の賃金あるいは労働条件が適正に確保されるように、引き続き一層の法令遵守の徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 現行法令の中でというふうにおっしゃいました。なかなかクリアしなければいけない課題が多いのかなというふうには思いますが、今ですね、斑鳩町として、雇用とか、労働とかいうのを直接かかわるような窓口は置かれていません。関係する課といえば観光産業課かなというふうに思うんですが、その中でもですね、これまで子育て支援の関係とか、男女共同参画の視点などから、やはり子どもを産み育てながら働ける環境を整備する、また、きちっと法律を守りましょうよという点で町としても努力はされてきているかなというふうに思うんです。ただやっぱり、なかなかそうした面でも改善がされてきていないという現状がありまして、直接町が人員を割いて専門の窓口をつくれるのかというと、非常に今の状況では厳しいとは思っています。

そんな中で、理念だけでもだめですけども、まずきちっとやっぱりそうした理念を

掲げてですね、町内の企業さんなどにきちっと法律を守ってくださいよというのを、改めてですね、ルールをつくって、法が守られる体制づくりを進めていくということが私は必要だというふうに思っています。

1 番の質問を飛ばしましたけども、奈良県議会がですね、昨年、公契約条例を制定されまして、全国的に理念条例になっている中で罰則を設けているということが私は特徴だというふうに思うのです。この奈良県の公契約条例が今後どのように運用管理されていくのかという点についてもですね、しっかり注視をしていただいでですね、斑鳩町としてきちっと学べる場所は学んで具体化を進めていっていただきたいと。もし、公契約条例にかわるものとしてですね、町が具体的な策を確立しようというお考えがあるのでしたら、それについてはまた議会のほうにもお示しいただきたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目にあげさせていただいておりますのは、介護保険制度について、総合支援事業とその主体となる地域包括支援センターについてということであげております。

私は、2000年、平成12年からこの介護保険制度が創設され、その開始2年前の平成10年からこの介護保険にかかわってはいろいろな角度から質問をし、また、問題提起をしてまいりました。それも、もう第6期を迎えることになっております。この第6期では、非常にまた総合支援事業とか、いろいろ、それと国が示してきている地域包括ケアシステム、こういうものもありまして、いかに地域包括支援センターが重要な、今後役割を果たさなければならないかということ、以前より私は何回か申しあげてきた経過はあると思います。

それでですね、特にこの点については、今後本当に心配だと思っていたところですね、今回、議案で公益的法人等へ町の職員を派遣できるというふうに議案が提出された。その方向性としては、地域包括支援センターのほうに職員を派遣をし、そして地域包括支援センターを充実させていき、本来、介護保険法の中では、この地域包括支援センターというのは町の責務で運営しなければならないとなっているものを、今、社会福祉協

議会のほうへ委託しているという町の状況ですね、これらを今後こういう大きな変換に伴って町がどのようにやっていかなければならないか。私はもう前回の制度改正の中で、要支援1、2のケアプランを地域包括が受け持たなければならない、担わなければならないというような状況になったときから、ずっとこの地域包括支援センターのことは言い続けてきましたけれども、今後さらにですね、重要なポイントではないかということで、改めて町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等に関しましては社協に委託をしていますけれども、ここ2、3年で町にやっていきたいという考えでですね、当たっておりますので、できるだけ社協と十分協議をしながら町でやる努力をしてまいりたい、ここ2、3年の間ということで考えてほしいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、町長からご答弁をいただきました。2、3年の間に町が直営でやっていこうという考え方をお示しいただきました。総合支援事業は2年間の猶予があり、今、考え方が示されていますね、2年間の猶予を持って、そして29年から順次総合支援事業のほうへ移行していくという考え方であるというふうに示されておると思います。ですから、町長が、今、2、3年とおっしゃられましたけれども、それに間に合わせるような形で、ぜひ鋭意努力をしていただきましてですね、今後、本当に重要なポジションを担う地域包括支援センターのあり方についてしっかりとご認識をいただき、進めていっていただきたいというのを、私自身は強く要望をしておきたいというふうに思います。

それでは、1番目につきましては以上で終わらせていただきます。

2つ目にあげさせていただきましたのは、今後のスポーツ行政のあり方についてです。この間ですね、非常に国家予算が削減されてきているという状況がございます。そして、私もずっとスポーツにはかかわってきた人間、また、家族が今なおずっとスポーツにかかわっている中で、斑鳩町では地域のスポーツのあり方っていうものがどう変わってきているのかということについては、常々関心を持って見てまいりました。そんな中で、今後のこのスポーツ行政のあり方っていうものに、少し心配をしておるところです。これについて、町の考え方を聞いていきたいと思っておりますが、少し順番に尋ねさせていただきます。

スポーツ行政にとって重要なポジションを担っていただいていた社会教育指導主事ス

ポーツ担当っていう方が以前はおられたと思いますが、今は多分、今はいらっしゃらない状況だと思います。これは、いつこういうふうに変わってきたのか、なぜ配置されなくなってしまったのかというようなことが、懸念、私はしているところでございますが、これらについてのちょっと経緯ですね、お聞かせいただけたらと思うんですが。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、議員お尋ねの指導主事というのは、県派遣のという意味で理解させていただいていいんでしょうか。はい。

斑鳩町におきましては、当初は昭和50年度から平成16年度までの間、1名、県から派遣をされていたところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そして、17年以降ですね、その県からの派遣がなくなってしまったのはなぜなのでしょう。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 県の事情によるものでありますけども、その背景としてはですね、考えられるのは、平成10年度でこの派遣主事の国庫補助が終了したことが原因じゃないかというふうに想定をしています。県に問い合わせはしているものの、やはり古いことで、いろいろご存じの方がなかなかおられない中で、やはりその平成10年度に国の補助が打ち切られたことが大きな原因であろうというふうに回答をいただいたところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね。企画、立案をして推進をしていくのに、これまでスポーツ担当の社会教育指導主事が各自治体で力を発揮していただいていたけれども、国庫補助がなくなり、県のほうも派遣をしなくなってきたという中においてですね、そういうポジションの方がいなくなっている上に、斑鳩町で、ではお尋ねをしたいのですが、スポーツ担当部署の専任の職員ていうのは、今、斑鳩町では何名いらっしゃいますか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 県の派遣の社会教育指導員は、なるほど16年以降ないんですけども、その間と相前後してですね、町単独で社会教育指導員を置いてございます。今現在は、社会体育に専任する職員としては、係長が1名、それから体育館に勤務する町雇用の社会教育指導員が1名、それと職員が1名在席してございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでですね、非常に、地方のスポーツ担当部署の専任の職員がだんだん減ってきている、そして、国庫補助がなくなって、社会教育指導主事も配置されなくなってきている、そして、今、新たに総合型地域スポーツクラブというものが創設をされ、斑鳩町でも元気クラブというような形でも進められておりますけれども、今、見ておりますと、総合型地域スポーツクラブの育成、そしてそれらの関連の事業に何とかやりくりをしていくという、それが主になっているような状況ではないかなって、いうふうに私はお見受けします。スポーツの好きな方たちはそれぞれクラブもつくって、自分たちで、みずからいろいろなスポーツには取り組んでいただけている状況もございますが、私は、今後団塊の世代の皆さん方が、今、65歳まで何とか仕事を続けられたとしても、もう既に退職をされていますし、まだこれから退職をされていく年代層の方はまあまあ的人数で、団塊の世代を越えて後もしばらく数年、そういう仕事を終わられる、退職されるっていう方はだんだんふえてまいっております。そんな中において、新たに何かをやっていっていただく、健康の増進、健康の維持、こういうものを根本的にきちっと持って地方のスポーツ行政っていうのはやっていっていただかなければならないというふうに思っております。

先ほど、体育指導員というふうに教育長、ご答弁いただきました。町採用の、今、地方スポーツ推進計画っていうものが策定される責務を持っていますね、新たなスポーツ推進法の中で。そこではスポーツ推進委員という名前が出てくるポジションだと思うんです、体育指導員というのはいね。そのスポーツ推進委員は町で採用していますよということなんですが、ただ、この方については非常勤で来ていただいているというふうに考えていたらいいのかなと思うんですが、そのことと合わせてですね、これ、2011年の調査なんですけれども、地方スポーツ推進計画の策定というのは市町村の責務ですよって言われていますけれども、2011年の時点で36.7%が全国で策定されているんですが、私、たしか斑鳩町はまだこの計画、策定されていないのではないかなと。もう2014年度が終わろうとしているんですけどね。この辺のところの町の姿勢についても私はちょっと心配、懸念をしているところなものですから、この計画の策定について、それと体育指導員っていうのは、今、スポーツ推進委員という形で置かれているというふうに思うんですが、その辺のところについて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思うんです。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私の説明がちょっとまずかって誤解を生じたかも知れませんが、先ほど専任の職員としていて、体育館に勤務する社会教育指導員っていうのは、スポーツ指導員じゃなくて、スポーツ指導員というのは昔の体育指導員でありまして、これはもう、民間の方々から体育指導を行ってもらっている方でございますので、それを雇用しているということではございません。社会教育指導員、公民館にもおりますけども、その社会教育指導員の中の体育部門を担当する社会教育指導員が体育館にいてるというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、その中で、当町でもございます総合型スポーツクラブ、元気クラブでございますけども、その事務で役場の職員が翻弄されているのじゃないかという懸念、示されたところでございますけども、当町におきましては、元気クラブの運営等々につきましてですね、元気クラブの中でプロパーの職員、2名おりますし、アルバイト職員も1名雇用している状況でございます。ほとんど、町からの補助金20万円は出しておりますが、それ以外の運営についてはほとんどタッチしていない状況でございますので、その点ご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、スポーツ振興計画についてのご質問でございます。国では、平成23年に、それまでのあったスポーツ振興法を改正してですね、スポーツ基本法を制定されたということでございます。このことを受けまして、奈良県におきましても、国のスポーツ基本計画を参酌する中で、平成25年3月に奈良県のスポーツ推進計画を作成をされております。町といたしましてもですね、現在、この国、県の計画を参酌する中、平成27年度中に策定をしたいということで、今、その作業に取り組んでいる状況であるということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 先ほどから申しあげておりますように、地方のスポーツ行政っていうのは、学校教育法を除いた青少年からもう壮年までを対象としたスポーツを担うっていう形になっていると思うんですけども、新たに仕事を退職された方たちがどんどんいろいろなスポーツにかかわり、健康維持、増進、こういうものを目標として意欲を持って取り組んでいただけるような形をつくり上げていっていただけることが、心身の健康のためには非常にいいと思います。意欲を持つことがどんなに人間の体にとって大切なかっていうのは、私は常々感じています。ですから、意欲を持って取り組んでいただけるような、その方々に合ったスポーツ、軽スポーツ。元気クラブは、今、教育長が答弁いただきました。元気クラブはサッカーくじの収益金で補助金が出ております

ので、これは運営はできるでしょう。ですから、町としては20万円だけ補助金を出しているという形になっているかと思えますけれども、今後、地方再生っていうこともいろんな分野で言われていますけれども、私はある意味、非常にこのスポーツ行政っていうのは重要な分野ではないか、住民の福祉や教育の増進、こういうことから地方再生の重要課題であると、重要分野であるというような位置づけを持っていただきまして、今、教育長が推進計画の策定は平成27年度中にといいふうにおっしゃっていただきました。ぜひお願いしたいと思いますが、その策定をするに当たりまして、できるだけそういう関係する担当課ですね、例えば福祉課であったり、健康推進課であったり、そういういろいろな世代の方々の福祉や健康について担当している課なども含めましてですね、いろいろな意味で幅広い計画になるように、機会の平等と不差別という原則を貫いていただけるようお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、学童保育についてです。もうこれまで何度も時間延長をお願いしてきました。でも、町は、常にやらないというふうな姿勢でご答弁をされてまいりました。私はいつもその答弁を聞きながら、どうも釈然としない、納得できないというふうに感じ続けてきました。ですから、私は今回改めまして、学童保育について、時間延長について、私の立場から、私がいろいろ考えている中で質問をさせていただきたいというふうに思ったので、この項目をあげさせていただきました。

近隣の三郷町や平群町も時間延長をしております。そんな中において、私は、これまで学童保育室というのは、斑鳩町では本当に早くに取り組み、非常にいい運営をしていただいている、うまく補助金も取りながら、大きな財政負担にもならず、頑張っで非常にいい運営ができてきた事業であるというふうに捉えてまいりました。ですから、先ほどの30人学級や35人学級の話にもありましたが、私自身は、学童保育室についても胸を張って、対応できているよ、土曜日も、私が意見を申しあげて開室をしていただきました。長期休業中の6年生まで見ていただける、そういうふうな制度もつくっていただきました。

けれどもですね、どうしてこの30分、1時間の時間延長がなかなか町は認めてくれないのだろうということで、そして答弁を聞いても釈然としないという中で、私ももう質問ができる機会はきょうしかございませんので、改めてお尋ねをしたいと思います。なぜ時間延長というのができないのか、実現できないのかについて、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この質問につきましては、これまでも申しあげてきておりますとおり、子どもたちが規則正しい生活を送ることが重要であると考えたとともに、学習や友人関係などさまざまな悩みについて、保護者の方が子どもさんの話をゆっくり聞くための時間を確保する必要があると考えますことから、学童保育室の時間延長については、現時点では考えていないところでございます。

先ほども少しおっしゃいましたが、学童保育室の保育時間について近隣市町村との状況を比較されております。平日の保育時間につきましては、確かに平群町では午後7時30分まで、三郷町におきましては午後7時までとなっております一方、土曜日の保育につきましては、平群町が第1、第3土曜のみ開室、あるいは三郷町が月1回の開室となっております。また、王寺町や河合町、上牧町の保育時間につきましては、平日、土曜日とも本町より短時間の午後6時までとなっているところでございます。

本町におきましては、平日午後6時30分まで、土曜日につきましても平日と同じ午後6時30分まで毎週保育室を開室しております。近隣市町村の状況と比べましても、本町の学童保育のサービスの水準は決して低いものではないという認識に立っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も質問の中で言いました。非常に学童保育室は早くからやっていますし、非常に中身についてもいいものがあるというふうには思っております。でもですね、この時代、女性の社会進出、そして子育て支援、こういうことについては特に斑鳩町もいろいろやってきている中でですね、どうしてこの30分ないし1時間です、やろうという姿勢が見えないのか。これを、子どもたちが規則正しい生活を送るとか、いろいろ建前的な意見をおっしゃっておられます。でも、保育所は8時までやっています。そして、急に、小学校へ行ったら6時30分になる。

私思うに、いつも、いつも7時や7時半まで預かってほしいという状況ではなくて、その家庭、家庭の仕事のあり方によってですね、例えば女性であっても責任あるポジションで仕事をされていることについては理解していただけますよね。そういう方が、あるプロジェクトがあるから、その週だけは最後の完成させるまでに時間がかかって、その週は少し遅くなる。こういうときにお手伝い、なぜできないんだろうって私は思うんですね。いつも、いつもそうしているのではなくて、そういう状況に合わせてそういうことができる、そのための時間延長。今、私自身も遭遇しておりますが、身内の中で第

2子を出産したら、その第2子が心臓の病気を抱えていた。すぐに入院して手術と、そんな生まれたばかりの子がね。そうしたら、たちまち上の子の面倒を見るのが大変、こういうことの中で、斑鳩町では緊急保育で、今、見ていただいております。けれども、そうやって家族の中で誰かが病気になった、急にそのときに調整がつかなければ、申しわけないけれどももうちょっとの時間見ていただけないかというようなことが必要ではないか。そういうときに子育て支援をするならば、第2子、第3子と出産をしていただく中でそういう制度を確立していくという考え方をね、持っていただきたい。

いつも、いつも遅くまで預けるっていうのではなくて、そういう緊急の場合にどうできるのか。トワイライトステイやショートステイもやっていただいておりますけれども、なかなか利用がうまくつなげられていないという点もあります。ですから、学童保育室の時間延長がかなわないのなら、もっとトワイライトステイの制度が利用できるような方法を考えるとか、そういう働いている方とか、家族で病気が出てきたとか、いろいろな家庭の状況があると思います。誰でも子どもはかわいいです。子どもは大切です。でも、その家族が生活をしていく中で、特に第3子、第4子と出産をした場合、将来設計がかかっています。女性にしても、男性にしても、仕事をおろそかには考えることはできません。経済的な確立がないまま、3人、4人とは子どもは産めません。そういう意味での子育て支援をしっかりと町は考えていただきたいと私は思っております。

そこでですね、もう1つ、町民さんから、最近になって幾つか言われました。学童保育がいっぱいに入られへんから元気クラブに行ってくれへんかとか、元気クラブありますよと紹介をする。また、これまでね、長期休業であったり、その家庭環境、そのお住まいの場所によってはね、5、6年生なども受け入れるようにと、私、申しあげて、やってきていただいておりますが、今、まさにその大きい学年の人の入室をちょっとお断りになっている、入られへんと言われたというような、ちょっとそういうことが町民さんから、何人かから、私、耳に入っております。その点について、どういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等についてはですね、やっぱり今、学童保育そのものが、誰でも受けますということよりも、定員をやっぱり決めていかなかったらいけないと思います。やっぱり万が一事故があったりとか、そういうことがありますから。そういう点についてですね、私は、27年度中に十分検討しながらですね、この今の現状の学童保育の部屋がどうあるべきか、あるいはまたそういうことを検討しながらですね。

やっぱりその関係等については、里川議員がおっしゃるように、必ず時間延長をしたらええというよりも、6時半の時間でも、6時45分、6時50分ぐらいに来はるんですよ。その子どもさんはやっぱり帰せませんから、やっぱりその方は待っておられるんです。もう自動的にやっぱり6時45分、50分ぐらいになりますから。ちょっと車が混んでいましてと、こうなってきますからですね。そういうことも考えながら、やっぱり時間延長ちゅうのは、私は6時半というひとつの限定をしながらですね、家へ帰って食事をやっぱり一緒にしていくという姿勢を持っていかなかったら、私は、この昼間は学校で給食がある、あるいは保育所で給食がある、しかし夜になったらお母さんが忙しいからといってこの子どもさんが本当に食事ができるのか、できないのか、やっぱりそういうことも十分考えていかなかったら、これからのやっぱり、今、日本の中ですね、中学生が殺される、あるいは小学5年の子が殺される、あるいは小学校1年の子が殺されていくという現状を見たらですね、やっぱりいろいろな家庭を新聞で拝見したら、そういうことは事前にあらかじめわかっていたと、わかっているけども何もできなかったと、そしてあんな痛い目に遭わされたということで、お母さんがメッセージを出しますね。

そういうことを考えたらですね、十分これ、定員というものを1つ。だからやっぱり私は、小学校の関係でも、やっぱり定員あるけども、30人とかだったら31名とか32名ぐらいやったらええじゃないかと、途中から入ったらということ。これは幼稚園でもそうなんです。幼稚園も定員があったんです。しかし、やっぱり一卵性双生児の双子さんが入って、抽せんしたら1人が通って1人が外れたというときに、弾力的にやってくれということから、幼稚園でも、今、32、3名、あるいは34、5名なるときもありますけども、そういうことをやっぱりやってきているわけですから、そういうことも十分検討しながら、私は27年度中にこの学童保育という関係等について、今、おっしゃっていただいたようにですね、時間延長をすとか、しやんとかの問題よりも、やっぱり現状、定員をですね、考えていかんと、これ、ずっと見ていたらですね、私はもう12月ぐらいの締め切りだったら、必ずクリアしているんです。この現時点の2月3日ぐらいになっていたらですね、100人どころが120人ぐらいになっているんです。そういう現状を見たら、やっぱり皆さん方、どんどん、どんどん入ってください、入ってくださいということになってきますから、そういうことの中で、もう十分部屋とかあるいはそういうものを。私が一番心配するのは、生徒を預かる中で、仮に何か催しがあった場合、よう保育所でもやっておるんですけども、発表会あったら必ずそ

の親が、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが来られます。そうしたら、満杯になります。必ず自分の子どもさんが出たら前へ行って写真を撮られる。そのときに事故が起こらなかったらええけども、将棋倒しみたいになって、もしか万が一が起こったらいかんということで、私は来年度でも、もうこの保育所を、やっぱり年少から年長までですね、いかるがホールでやったほうが、あわ・たった保育園でもという1つの提案をしてくているわけですから、やっぱりそういうことも十分考えていただいて、これから27年度中にそのことも十分考えていきたいと思っています。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、町長がご答弁されましたが、確かにもう学童保育室がいっぱいになっている状況であるということで、一般質問の、私は、通告を出してから担当といろいろお話をさせていただく中で、その点について判明してきております。もう非常にいっぱいになっているという中で、せっかくですね、この子ども・子育て支援事業計画、アンケートもとり、こういう計画も策定していただきました中で、やっぱりまだまだこちらがそのアンケートを整理して見ている見通し以上にですね、世の中が、斑鳩町の中の子育て世代が動いているという状況に私は驚かされている状況です。ですから、今、町長がおっしゃっていただいたように、アンケートをとって、こういう計画も立ててきているけれども、こんな急激な増加であったりね、こういうことに対応していくために、町長申されたように、27年度中にはもう一度、学童保育室のあり方について、そして今後の子育て支援、そして女性の社会進出、そして家庭的な事情で子どもさんが生活するのにちょっと大変になったとき、こういうときを考えながらですね、再度、きちっとこの辺のところを検討していただきたいというふうに思います。

それに合わせましてですね、思っているのが、学童保育室、よく言われるのが、指導員の確保がなかなか難しいんだということを今まで言われてきております。なるほど、斑鳩町の学童保育室の指導員は、募集をかけていただくときに、教員免許であったり、保育士の免許、資格ですね、保育士は資格ですが、保育士の資格をお持ちであったり、そういう方を基本として指導員として募集をかけておられますけれども、町立の学童保育室の運営方針の中においてですね、そういう方を募集されておりますけれども、1つお尋ねしたいのは、宿題であったりそういう教科的なものを子どもたちに何か指導するというふうなことは、今現在、学童保育室では行っておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 宿題をする時間を確保するといったような子どもの学習活動に対する援助は行っておりますが、一人ひとりの宿題の内容を確認するといったようなことは行ってはおりません。町立の学童保育室の運営方針といたしましては、安全な遊びを通じて生活を指導するというものでございまして、学習の指導というのはいたしておりません。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 学童保育室に通っておられる方のお話を聞けば、今、部長が答弁されたとおりでと思っております。ですからですね、安全な遊び、生活指導、こういうものがきちっとできるという上においては、必ずしも要資格者でなくても、そういう子育ての経験をお持ちの方であったり、きちっと資格は取らなかったけれども大学、短大でそういう勉強をしてきたんだという方であったり、そういう方であっても採用が可能なのではないのかなと。平群町さんにしましても、そういう意味で補助員というような形での採用をされまして、もちろん有資格者は絶対おらなければなりませんけれども、補助員という考え方で採用して、何とか体制を保っていくというふうにやっておられるというふうなことも聞いておりますが、今後ですね、この点につきましては、指導員の確保が難しいということもよくおっしゃっておられましたのでね、この辺の考え方で、私は、町は今後、先ほど27年度検討しますとおっしゃいましたけれども、この辺はどんなふうにお考えになれるかなっていうふうに思いますので、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 学童保育におきましては、指導員が個々に児童や保護者に対応することが多いこと、あるいは子どもの基本的な生活習慣の援助や自立に向けた手助けを行うとともにその力を身につけさせることなどから、現段階では保育士、教職員資格を持った指導員を配置することが望ましいというふうに考えております。

一方、議員おっしゃいますように、ここ数年、この学童保育室の指導員採用において、指導員の確保というのが難しい状況になっていることも事実でございます。また、国の基準におきましても、指導員を補助する補助員の考え方、議員おっしゃいましたように、そういう考え方も示されております。

今後、町立学童保育室の指導員採用につきましても、保育士、教職員資格を持った指導員と資格を持たない補助員をどのようにあわせて採用していくべきなのかというようなことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） はい、わかりました。学童保育室につきましても、これまでいろいろ申しあげてきましたが、少し前を向いているのかなというふうに思います。いろいろ27年度中に検討していただきまして、でき得る限り柔軟な体制をとっていただきたいと思います、そして、先ほど私が述べましたように、本当に必要な方にどういうサービスが提供できるのかということも合わせましてですね、学童保育室だけで対応できない場合はどうするのか、こういうことも合わせて検討を十分やっていただきたいと思いますということをお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に書かせていただいておりますのは、私は以前から、この病児・病後児保育について何度か質問をしてまいりました。それで、なかなか前を向いていく状況がない部分だったわけですが、この子ども・子育て支援事業計画ですね、11月20日に出していただきましたところでは、病児・病後児保育の調査・研究で新規導入を検討していきますよということが、ここに、広域で実施できるように検討していきますということが、この計画の中にございます。けれどもですね、私は、ここにはこう書かれておりますものの、もう以前からこの問題についてはずっと言い続けてきたということがございますので、実現の可能性についてですね、もう少し具体的に、今後この点につきましてどのようにやっていこう、どのようにこれらの調査・研究が進んでいくのかっていうところについて、まだ見えていないものですから、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 病児・病後児保育につきましては、全国的あるいは全県的な課題となっているところでございまして、現在開会中の県議会の定例会におきましても、この病児保育についての質問がありまして、その中で奈良県知事が「全ての市町村に取り組んでいただきたいが、財政的な問題もある。公的病院を軸に複数の市町村が広域で実施できるよう、県が調整役を果たすことも必要」と答弁をされておられました。町といたしましても、今後、県の広域調整に期待をしているところでございます。

そうした中で、本町におきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定するため、平成26年11月に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしまして、その中で、病児・病後児保育の利用希望を尋ねましたところ、「利用したいとは思わない」が49.1%、「できれば利用したい」が46.2%でございました。ニーズがあるということは認識しております。策定いたします斑鳩町の子ども・子育て支援事業計画におきましても、先ほど議員も少し触れていただきましたが、「ニーズに対応するために、医療機関の参入があれば、対応してまいりたいと考えております。また、保育所での実

施、広域での実施等を検討し、導入に向けてさまざまな方法を調査・研究していきます」と記載をさせていただいたところでございます。

近隣市町村の状況では、生駒市の阪奈中央病院で病児保育を実施されておきまして、これ、斑鳩町の方の利用も可能となっております。また、大和高田市の土庫病院におきましても、平成27年、ことしの6月に病児保育を開設する予定というふうに聞いておきまして、現在、まだ詳細は明らかではないんですけれども、開設をされましたら、斑鳩町の方も利用が可能なのかどうか確認いたしまして、必要な手続きがあればそれを進めてまいりたいというふうに考えております。

本町におきましても、これまでも病児・病後児保育事業につきましてはいろいろと検討してまいりましたけれども、町立保育所での実施とするためには、看護師あるいは保育士の雇用や、専用の保育室や隔離機能を持った観察室を設けるといった人的あるいは施設的な課題がございます。一方で、先進市町村で実施されておりますように、病院で病児保育事業を実施する場合には、その病院で受診後、入室許可を得て、病児保育のサービスを実施して、病気の急変などにも院内で対応されているというようなことを聞いております。このようなことから、お預かりしたお子さんの病気が急変した場合といった安全性などを考えますと、やはり病院で病児保育事業を実施することが望ましいというふうに考えております。

そうした中、私どもも県のいろいろな会議などにおきましても、機会があるごとに、西和医療センターにおきまして病児・病後児保育を実施していただくよう要望をしているところでございます。今後とも継続して要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長のほうでご答弁いただきましたので、現在でも斑鳩町の方がどうしてもというときに利用できる場所は、少し遠いんですけどあると。でも、やはり今おっしゃられたように、最も望ましいのは、西和医療センターのほうで行っていただければ、この西和7町の近隣の皆さん方も利用しやすい、斑鳩町の方も非常に利用しやすい。

何度も申しあげますが、いろいろな都合があります、仕事をしていても。抜けられるときもありますけれども、やはり責任あるポジションの場合、抜けられない、どうしてもこの仕事はしなければならない、でも子どもがという、もうそういう選択を常に、昔から、女性がやらざるを得なくて、女性がいろいろなものを犠牲にしながら頑張ってい

るってということについては、私ははっきり申しあげておきたいと思います。私自身もそういう経験はしてきましたし、また、私の娘たちもそういう経験をしながら、仕事も子育ても頑張っている。そして、3人、4人と子どもを出産しているという状況があります。どうか、子どもが好きで、子どもをもっと産もうという、そして経済的な確立をするためにも自分はきちっと仕事をしたい、こういう方をしっかりと応援できてこそ、斑鳩町の合計特殊出生率もまだ上がるんじゃないかなと私は思っております。そういう方たちを応援することがやっぱりどういうことなのか、どういうことをしていかなければならないのか、この視点をやはり持っていただきたいということを最後をお願いをいたしまして、私、以上、通告をさせていただきました一般質問については終わらせていただきたいと思いますが、平成7年の初当選から20年間の議会活動の中で、一度も欠かさことなく80回の一般質問を行えたことに、非常に皆さんへの感謝の気持ちでいっぱいです。とても感慨深い思いで20年間最後の一般質問を終わらせていただきます。ご理解と、またご協力をいただきましたこと、本当にありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時41分 散会 ）